

ソラハウス利用規約書

最終更新：2015.4.1

ソラハウス並びに運営会社である株式会社神南、及びそのスタッフ(以下、甲)と、ソラハウス利用申込者(以下、乙)は、ソラハウスの利用申込をもって、以下の事項に同意したものとします。

第一条(出演者等への通知、承諾)

乙は、お客様を含めた全てのイベント参加者に対して本規約内容を周知徹底し、問題が生じた場合乙の責任で解決するものとする。

第二条(免責、賠償責任)

- 1.乙の展示物品、その他物品の盗難、その他事故等については、その原因の如何を問わず甲は責任を負わない。
- 2.乙は甲及び三船ビル、並びに三船ビル入居者の所有する設備、備品を破損、汚損、紛失して損害を発生させた場合、その実費を負担する責を負う。
- 3.特に第三条、第四条の規定に違反した事による事故、損害については乙の責任とし、甲は一切の責任を負わず、業務上の損害、または人的損害が生じた場合は乙は損害賠償の責を負うものとする。

第三条(特に注意を要する禁止事項)

本条規定事項は遵守がなされない場合、重大事故につながる危険があるため、乙側で徹底管理するとともに、本条規定事項の違反が発覚した場合、乙はイベントの即中止、今後の利用を甲が承諾しない事に異議を唱えないものとする。

- 1.ソラハウス屋上部分の手すりに物を置く事。屋上で人や物を抱きかかえる行為。
- 2.ソラハウス内での火気の使用、喫煙。
- 3.違法薬物の使用、持込。

第四条(その他利用についての注意事項及び禁止事項)

1. 乙は来場者にアルコールを提供する場合、未成年の飲酒や泥酔者が出ないよう、乙の責任で管理するものとする。
- 2.ソラハウス及び、三船ビル内での喫煙は全面禁止とする。ビル内の他の場所に灰皿が有る場合も同様とする。
- 3.音の出る(演奏、音楽を流す、大人数で拍手をする、大声で騒ぐなど)行為については、乙は音量に関して甲の指示に従うものとし、また乙の責任において近隣に配慮するものとする。
- 4.店内造作、備品のレイアウトは事前に甲の承諾を必要とし、現状回復を原則とする。
- 5.乙は予約終了時間をもって完全退出するものとする。予約終了時間までに退出が完了しない場合は、

予約終了時間を5分超過した時点で超過料金が発生するものとする。超過料金については第五条について規定する。

5.甲が許可した場所以外でのポスター、案内表示等の掲示、会場誘導スタッフの配置は禁止とする。

6. 乙はディスプレイ使用の際、ディスプレイの移動、設置に関して全て甲のスタッフに行わせるものとし、乙側で移動、設置は行わないようにする。本項に違反して事故が発生した場合、甲は一切責任を負わず、また上記に違反して発生したディスプレイの破損については、乙は全額弁済の責を負うものとする。
(弁済額はディスプレイ発売時の定価相当額とする。)

第五条(料金及びキャンセル規定)

1.会場使用料に関しては、別表にて規定する。

(基本料金) 1時間あたり税込 8,100 円(税抜 7,500 円)

(超過料金) 1時間あたり税込 8,100 円(税抜 7,500 円)

利用時間中の会場総利用者が10人未満の場合、上記金額の2割引きとする。

その他キャンペーン、紹介等による割引は別途期間により規定する。

超過料金は、予約時間を5分超過した時点で発生し、1時間単位で請求されるものとする。

2.本申込後、乙がキャンセルまたは契約を不履行した際、甲に対して以下のキャンセル料を支払うものとする。

(ご利用日の30日前～8日前) 施設利用料の30%

(ご利用日の7日前～前日) 施設利用料の50%

(ご利用日の当日もしくは無断キャンセル) 施設利用料の全額

第六条(トラブルについて)

1.乙の会場利用中に客との間でトラブル(暴力、薬物使用等)が発生した場合、または発生する恐れのあると甲が判断した場合、甲は自らの判断により営業を中止することができる。

2.前項に関しては乙の責任、負担として処理し、甲に損害が生じた際にはこれを賠償する義務を持つ。

第七条(契約の消滅)

1.災害、事故、行政処分により営業できなくなった場合、発生した損害金については甲乙双方が誠意を持って協議解決するものとする。

第八条(裁判管轄)

本契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。